

施行 平成 29 年 11 月 1 日

改正 令和 4 年 2 月 11 日

改正 令和 7 年 9 月 1 日

一般社団法人日本地球化学会  
鳥居・井上基金に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の鳥居・井上基金に関する事項を定めることを目的とする。

(基金)

第 2 条 本会に、鳥居・井上基金を設置する。

2 鳥居・井上基金は、長きにわたり特に南極大陸の地球化学調査において活躍され、日本地球化学会に多大なる貢献をされた故鳥居鉄也名誉会員が、日本地球化学会の発展のため 1995 年に設立した基金であり、ご意志に賛同された井上源喜会員の支援で延長された。同基金の使用は、地球化学研究の中核を担う若手研究者の育成を図ることを目的とし、助成対象は次のいずれかの要件を満たすものとする。

- A. 若手会員が会員相互および関係学術領域研究者と協力ネットワークを形成したりコミュニケーションを促進したりするための集会や活動であること。
- B. 若手会員が国際学会・スクールに参加したり、フィールド調査や施設訪問等を行うための海外渡航であること。

3 A、B いずれも 1 件あたり 10 万円を上限とし、年 2 回の募集を行う。

(「鳥居・井上基金」委員会)

第 3 条 鳥居・井上基金の運営のため、本会に助成対象を選考する「鳥居・井上基金」委員会を置く。「鳥居・井上基金」委員会は 3 名の委員から構成され、委員は理事会で承認する。委員の任期は 3 年とし、毎年 1 名ずつ改選する。また、委員長は任期 2 年目の委員が務めるものとする。

(助成の決定)

第 4 条 「鳥居・井上基金」委員会は、選考の結果を理事会に報告し、理事会において助成を決定する。

(被支給者の義務)

第 9 条 決定された助成を辞退する場合は、被支給者は速やかに学会へ連絡し、既に入金さ

れている場合は返金する。

2 被支給者は、活動が終了した後、指定された期日までに会計報告を行う。場合によっては領収書や所属機関の経理台帳の写しなど、証明書類の提出を求められることがある。

3 被支給者は、活動を中止せざるを得なくなった場合も含め、受給した助成金に余剰が発生した場合は、会計報告前に速やかに学会へ返金する。

#### (成果報告)

第10条 被支給者は、活動が終了した後、指定された期日までに活動報告書を提出する。

2 被支給者は、成果の概要を学会ウェブサイトあるいは日本地球化学会ニュースレターで報告する。

3 年次講演会や学術論文等で、本助成金に関連した内容の研究成果を公表する際は、本助成金（日本語名：日本地球化学会鳥居・井上基金，英語名：GSJ Torii-Inoue Endowment）の支援を受けたことを明記する。

#### (受給資格の失効)

第11条 被支給者の申請書に虚偽があったことが判明した場合や、その他重大な問題を有していると理事会が判断した場合は、被支給者は受給資格を失効し、本助成金の全額を学会に返金しなければならない。

#### (改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

#### (附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。